

議案第 24 号

甲府市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例制定について
甲府市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 2 月 26 日提出

甲府市長 樋口 雄一

甲府市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例
甲府市職員のサービスの宣誓に関する条例（昭和 26 年 2 月条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条に次の 1 項を加える。

- 2 地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員のサービスの宣誓については、前項の規定にかかわらず、任命権者は、別段の定めをすることができる。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

会計年度任用職員制度の導入に伴う規定の整備を行うについては、この条例を制定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。